

エムズ訪問看護ステーション 運営規程

(訪問看護)

(事業の目的)

第1条

株式会社エムズが開設する、エムズ訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が行う、指定訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保する為に人員および運営管理に関する事項を定め、看護師その他従業員(以下「看護師等」という)が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 事業者の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。
- 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

- 主たる事業所の所在地は、次のとおりとする。
 - 名称 エムズ訪問看護ステーション
 - 所在地 千葉県松戸市小金原 3-17-15 山本店舗 1 号室

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 看護師 1名(常勤、職員と兼務可)
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- 看護職員 看護師または准看護師 3名以上(常勤換算 2.5名以上)
訪問看護計画書および報告書を作成し訪問看護を担当する。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
必要に応じて雇用し配置する。訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、職員就業規程に準じて定めるものとする。

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日の期間を除く。

- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した介護予防訪問看護、訪問看護の指示書に基づいて、訪問計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から松戸市医師会地域医療支援センターに主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第7条

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状・障がいの観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業実施地域)

第8条

松戸市・流山市・柏市

(緊急時等における対処方法)

第9条

- 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(介護保険法の指定訪問看護の利用料)

第10条

- 1 訪問看護を提供した場合の基本利用料金は、介護保険法または健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又は家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、以下の利用料をお支払いいただくものとする。

 - ①法定代理受領分：介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額
 - ②法定代理受領分外：介護報酬告示の額

* 但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする

③医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。
- 2 基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料：30,000 円
 - (2) 通常の業務の実施地域を超える場合の交通費は、6km 以上 1km 増すごとに 100 円

(衛生管理等)

第11条

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第12条

- 1 ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。
- 3 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相

談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第13条

- 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条

- 1 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第18条

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第19条

- 1 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。退職後も同様とする
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社エムズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護などの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間、診療記録は5年間とする)

- ・この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- ・この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- ・この規程は、令和5年8月1日から施行する。

- ・この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- ・この規定は、令和6年11月1日から施行する。